

総務常任委員会閉会中の調査報告

平成 25 年 4 月 23 日（火）午前 9 時 30 分～12 時

出席者 塚本 望月 坂田 伊地智 桑原田 加藤 議長 事務局

説明者 市民環境部生活環境課 総務部財政課

◎議事案件

○コミュニティバス（予算、日車単価など）のあり方について

1. 補助金について

(1) 運行費補助金 (2) 車両購入費補助金 (3) 施設設備費補助金

2. 日車単価について

日車単価 35,353 円の積算根拠

平成 14 年 10 月 JR バスが全面廃止された際、県下バス 3 社（帝産湖南交通(株)、近江鉄道(株)、滋賀バス(株)）により競争入札で示されたバス 1 台一日当たりにかかる費用

(1) 日車当たり走行キロ 195.8km（信楽 JR バス 130km×1.5 生産性向上）

(2) コミュニティバス平均時速 30.74km/H

(3) 日車当たり $195.8\text{km} \div 30.74 = 6.37\text{H}$

(4) 時間制運賃 ※時間単価下限 7,400 円×0.75 = 5,550 円

5,550 円×6.37 時間 = 35,353.5 円

3. 運行補助金の算出方法

(例) 平成 24 年度上半期

運行費補助金（経常損益）(A) = 運送費用額 (B) - 運送収益（売上）(C)
(運行費限度額)

32,952 千円 (A) = 62,503 千円 (B) - 27,064 千円

(60,016 千円：運行限度額) ⇒ 運行費用額との差額は、事業者負担

4. コミュニティバス運行費算出比較

運行計画と運行実績（小型バス日車運賃比較） 平日 9 台 休日 7 台

運行計画（年間） 12,861,940 円

運行実績（年間） 20,301,456 円

差額 7,439,516 円⇒事業者負担

★車両原価償却と運行費

国土交通省認可運賃には車両償却費が含まれているので、車両購入補助車両を使用する場合、車両購入補助分として認可運賃から25%を減額している。

車両原価償却 60,985,000円 15年使用 年間の車両原価償却費 4,065,666円
現行の運行費減額分 4,287,313円（約22万円を多めに減額している）

主な質疑

Q: コミバス対応9台中6台は、市が購入補助金を出して購入したバスであるが、3台の運賃はどうなっているのか。

A: 9台すべて、市が購入補助金を出したものとし、減却償却を考慮し、下限運賃75%で積算。

Q: 計算上の日車単価は適正であるが、実際の運行経費原価を、もっと精査する必要があるのではないか。（時間単価下限5,500円の精査が必要）

A: 日車単価は、近畿運輸局長において認可された一般貸切旅客自動車運送事業の時間制運賃の内の小型車（29人以下）の時間運賃。設定において、上限15%、下限25%の範囲であれば、変更命令を必要としない。市としては、下限運賃75%で積算。

Q: 日車単価の積算根拠の見直しはできないのか。

A: 現在の基準単価は、国から認可された基準で積算されている。見直しができるかどうかは確認する。

滋賀バス(株)から出ている日車単価と湖南省市が精査した日車単価を早急に計算します。

Q: 年間の輸送人員が30万人であるが、恒常的に利用してる人数は。

A: 調べます。

※日車単価の見直しについて、所管からの報告を

○指定管理者の審査について

指定管理者制度を導入してから5年が経過。

指定管理者候補者選定における審査基準及び分類基準策定の考え方については、施設規模の大小及び施設の専門性の大小により、I～IV類に分類。

指定管理者の選定に関しては、湖南省公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第4条の選定基準に照らして総合的に判断している。

指定管理者制度導入施設におけるモニタリング内容

モニタリング方法

1. 各種報告書の確認 (1) 各四半期報告書(3ヶ月毎)、(2)事業報告書(年次)
2. 施設利用者アンケート(3ヶ月毎)
3. 実地調査(定期(半期に1回)・随時(利用者からの苦情、要望が寄せられた時))

4. 管理運営業務の総括評価

主な質疑

Q: モニタリングにより改善すべき事項が認められたときは、施設所管課は指定管理者に対して必要な指導等または指示を行う必要があるとなっているが、その内容等は公表できるのか。

A: 公表の有無及び報告する場合の様式等、検討いたします。

Q: 事業報告書の提出は、毎年度終了後 60 日以内となっているが、もう少し早くならないのか。

A: 条例により、60 日と決まっていますが、一度検討いたします。

Q: 事業報告書の内容に疑義がある場合は、速やかに実地調査を行うことになっているが、その調査後の手順等に決まりはあるのか。

A: 指定管理者業務実地調査票に基づき実地調査を行います。

Q: アンケート調査等により、改善された事例はあるのか。

A: 石部駅等の灰皿撤去、サンビレッジ甲西のベンチ、日除け等改善の事例があります。

Q: 指定管理者の指定についての審査時には、より詳しい資料の提出が必要であると考えが。

A: 執行部側でもひとつの課題と考えている、年度ごとの報告も含めて議会（委員会）に対して何らかの方法で説明をしていきます。

Q: 選定委員会での議事内容等の公表はできるのか。

A: 条例上、選定委員会は、議事録も含めて非公開である。（事業所の決算状況や個人情報（知的財産）等は公表できない。）ただし、他市との状況も参考に、審査時には統一様式等も検討し、詳細な審査資料を提出します。

Q: 湖南省公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の内容は、他市の条例と比較して同等の内容か。

A: 委員会での審議には、知的財産等の個人情報もありますので、原則非公開であると聞いています。

Q: 財政課と所管課の関係は。

A: 議案提案時には、綿密な打ち合わせを重ねて提案しています。

Q: 指定管理者の指定についての審査時に、事業者との協定書の提示は可能か。

A: 議会の議決後に協定書は締結しています。

Q: 正式は協定書の締結は、議決後であることは理解できるが、審査時に協定書の内容については、提示できるのではないか。

A: 協定書のある程度の内容（協定書案）は、提示いたします。

Q: 指定管理者制度を導入して 5 年になるが、指定管理者制度に馴染まない施設の検証などは行っているのか。

A: 指定管理者を公募する前に、所管課と行政改革室で協議を行っています。今後も指定管理者制度に馴染む施設かどうかの検証を行っていきます。

※ 指定管理者審査時には詳細な資料の提出及び年度毎の報告を徹底すること。